

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月16日提出
【計算期間】	第3期特定期間（自 平成20年7月26日 至 平成21年1月26日）
【ファンド名】	住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型） （以下「本ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）
【発行者名】	住信アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 平 田 誠 一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長 橋 詰 廣 志
【連絡場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号
【電話番号】	03-6259-3801
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として、住信 日本好配当株マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

なお、信託金の限度額は、2,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

[ファンドの特色]

固い財務基盤を有し、安定した好配当が見込める企業に注目！！

投資対象はわが国の株式

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、東京証券取引所第一部上場銘柄を中心に投資します。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ・業績動向、配当動向等をチェックし、業績見通しの大幅な下方修正や減配などの配当方針の変更が行われた場合には、銘柄の入れ替えを行います。

銘柄選択のポイントは配当利回り

- ・原則として、予想配当利回りが市場平均[※]より高いと判断される銘柄に投資します。
※東京証券取引所第一部、全銘柄、加重平均、今期予想ベース

財務の健全性を考慮

- ・財務の健全性にも着目し、有利子負債比率などの指標等のチェックを行います。

決算は年4回。株式の配当収入や売買益を主な原資として分配

ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないことがあります。

- ・原則として、毎年1月、4月、7月、10月の25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。
（初回は平成20年1月25日）
- ・原則として、当期中の受取配当金は全額分配します。（経費控除後）
- ・収益分配金は、毎計算期末から原則として5営業日目までに支払います。
（自動けいぞく投資コースを選択された場合、収益分配金は再投資されます。）

「住信 ニュー配当利回り株オープン」（愛称：配当物語）とスイッチングができます。（無手数料）

- ・本ファンドはマザーファンドを同じくする「住信ニュー配当利回り株オープン」（愛称：配当物語）とのスイッチングが可能です。（スイッチングの場合にも、換金時と同様、信託財産留保金[※]および税金がかかりますのでご注意ください。）
- ※「信託財産留保金」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。
- ・指定販売会社によっては、スイッチングを行わない場合もございます。詳しくは、指定販売会社までお問い合わせください。

[ファンドの商品分類]

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

①商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

[分類における定義]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

②属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド
	年6回 (隔月)	欧州	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

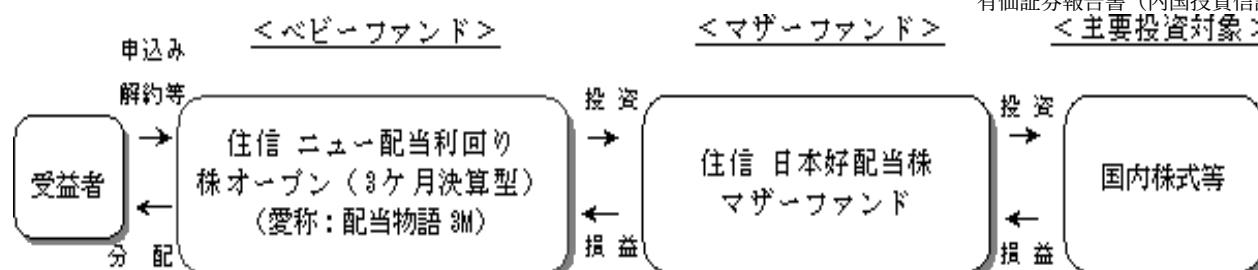
[区分における定義]

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）、実質的に主として株式 一般（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファン ド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

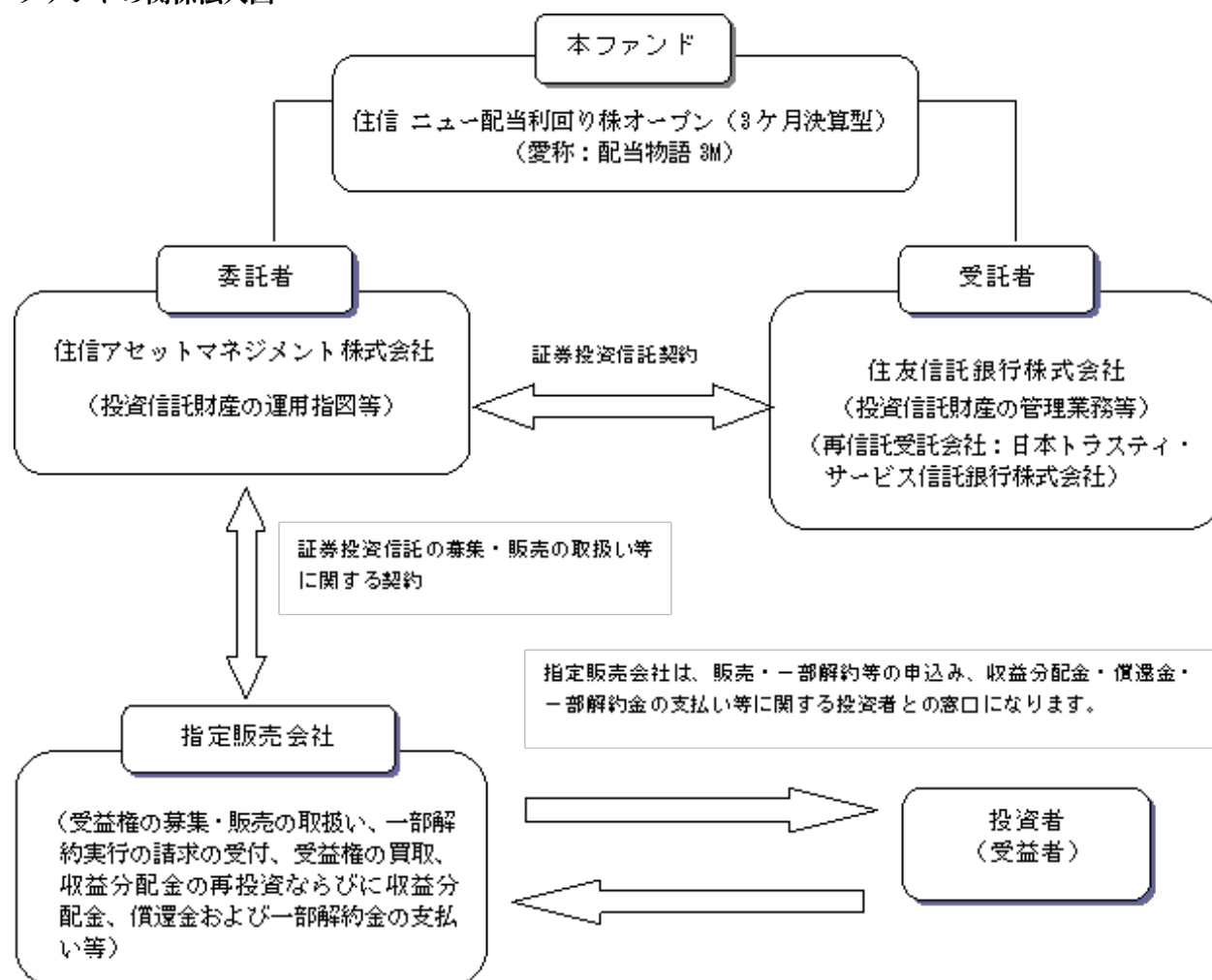
(2) 【ファンドの仕組み】

(イ) ファンドの仕組み

本ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、受益者から投資された資金をベビーファンド（本ファンド）としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（住信 日本好配当株マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



(ロ) ファンドの関係法人図



(ハ) 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

①受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

②指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

- 1) 受益権の募集・販売の取扱い
- 2) 追加設定の申込受付事務
- 3) 受益者に対する収益分配金の再投資事務
- 4) 受益者に対する一部解約等の事務
- 5) 受益者に対する受益権の買取

6)受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務

7)受益者に対する運用報告書の交付

8)その他上記業務に付随する業務

なお、指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

（二）委託会社等の概況

①資本金

平成20年9月末日現在 3億円

②会社の沿革

昭和61年11月1日 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録

昭和62年 9月 9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 2年10月 1日 住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年 2月15日 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年 3月25日 証券投資信託委託業の認可

平成19年 9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

③大株主の状況（平成20年9月末日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,800株	30.0%
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲2-3-1	1,500株	25.0%
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市新千里西町1-1-3	300株	5.0%
合計		6,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

（イ）基本方針

本ファンドは、主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）運用方法

①主たる投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

②投資態度

1)主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、東京証券取引所第一部上場銘柄の中から、

予想配当利回りが市場平均（加重平均、今期予想ベース）と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定的な配当収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 2) 銘柄の選定にあたっては、財務内容の健全性、業績動向、配当方針等を考慮して行います。
- 3) 株式への実質投資比率は、通常の状態での高位を維持することを原則とします。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、短期金融資産への実質投資比率の引き上げおよび以下の5)に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引き下げよう努めます。
- 4) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、本ファンドの投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 5) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- 6) ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（参考）「住信 日本好配当株マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、主として、わが国の株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、東京証券取引所第一部上場銘柄の中から、予想配当利回りが市場平均（加重平均、今期予想ベース）と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定的な配当収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 銘柄の選定にあたっては、財務内容の健全性、業績動向、配当方針等を考慮して行います。
- ③ 株式への投資比率は、通常の状態での高位を維持することを原則とします。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、短期金融資産の比率の引き上げおよび以下の⑤に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引き下げよう努めます。
- ④ 株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑥ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

(2)【投資対象】

①本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託者は、信託金を主として、マザーファンド受益証券および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

13.証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

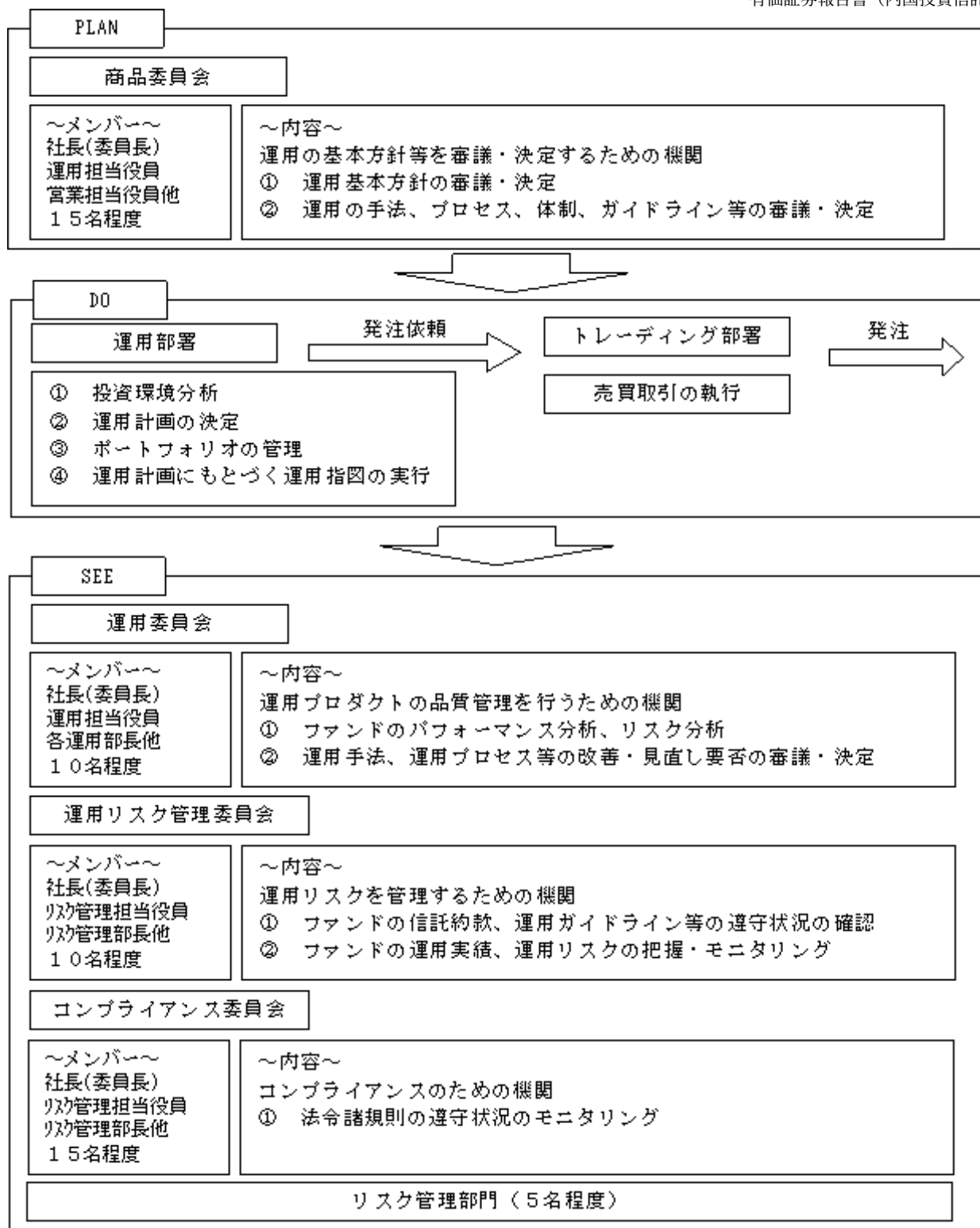
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記③第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

①実質的な運用を行うマザーファンドの運用体制は以下の通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様の運用体制となっております。記載された体制、会議・部署の名称、人員等は本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。



〔PLAN(計画)〕

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成される商品委員会において決定されます。

〔DO(実行)〕

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

〔SEE(検証)〕

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プ

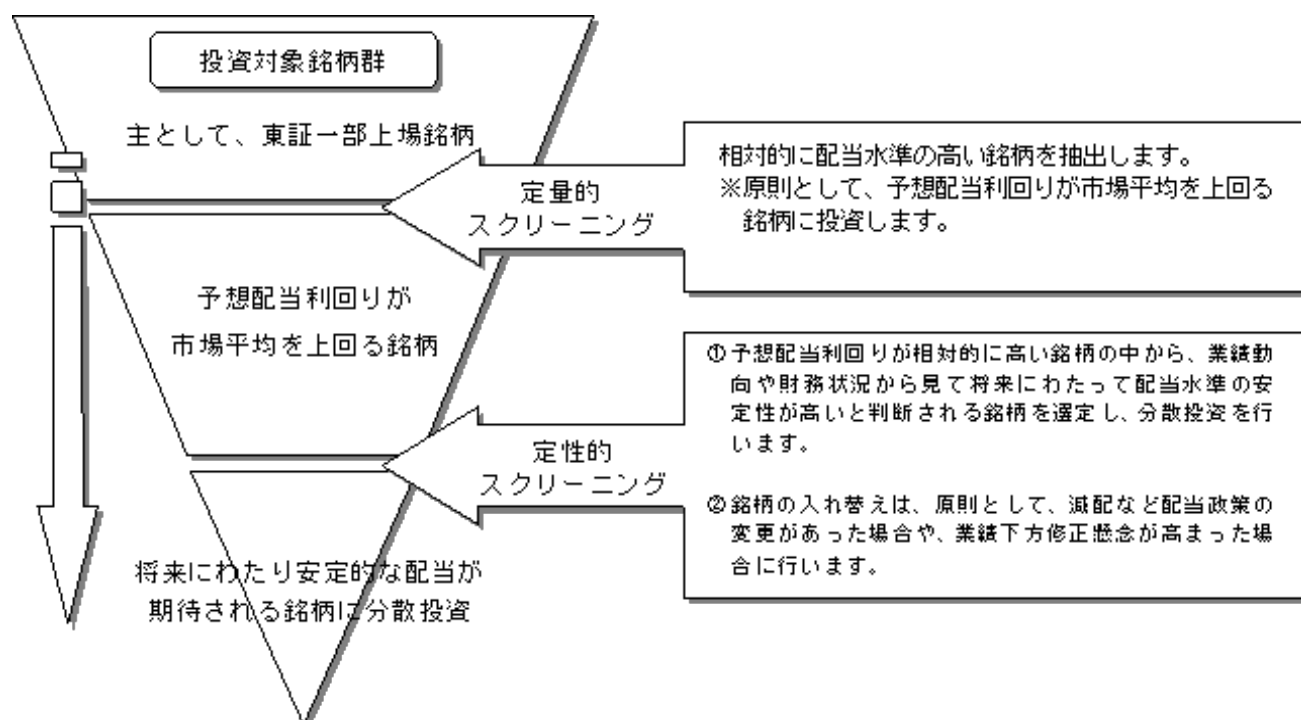
ロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）

②マザーファンドのポートフォリオ構築のプロセスは以下の通りです。



(4)【分配方針】

(イ) 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、収益分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

(ロ) 収益の分配

①投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前記①におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(ハ) 収益分配金の支払い

①収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

③収益分配金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

(イ) 投資信託約款にもとづく投資制限

1)株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

2)投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

3)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

4)同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

5)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

6)同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

7)外貨建資産への投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

8)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新

株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）

- 9) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとし、信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第22条）
- 10) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（投資信託約款第23条）
- 11) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第24条）
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 12) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとし、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第25条）
- 13) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第26条）
- 14) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第33条）

※上記1)から6)における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する1)から6)に掲げる各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。9)における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

(ロ) 法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは以下の通りです。

＜同一の法人の発行する株式への投資制限＞（投資信託及び投資法人に関する法律）

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

＜デリバティブ取引に係る投資制限＞（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

3【投資リスク】

(1)本ファンドのもつ主なリスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。従いまして、以下に記載する本ファンドのリスク要因を充分にご理解頂いたうえ、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。

(イ) 本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本ファンドは、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。

(ロ) 本ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因としては、主として次のようなものがあります。

①価格変動リスク

- ・本ファンドは、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の値動きにより基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

(株価変動リスク)

- ・本ファンドは、マザーファンドを通じて株式に投資を行います。組み入れた株式の価格は、発行企業の業績や国内外の経済情勢等により変動します。株式の価格変動により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を株式に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

②信用リスク

- ・マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によりマザーファンド受益証券の基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。また、マザーファンドおよび本ファンドが、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

③その他のリスク

- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドによる多額の追加設定および一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変更等により、基準価額が大きく変動し、結果として投資元本を割り込むことがあります。

(2)リスク管理体制

(イ) 投資リスクに関する管理基準

基本方針を遵守した運用を行うため、ファンドごとにリスク管理項目を規定しています。

運用の基本方針	投資信託約款等にしたがって、ファンド運用上遵守すべき基本事項を定めたもの
運用ガイドライン	運用の基本方針にもとづき、運用目標やリスク管理目標等の、ファンドの運用管理基準を定めたもの

[マザーファンドのリスク管理基準]

- ・保有銘柄の財務内容の健全性に関する具体的なチェック項目（例：自己資本比率、インタレストカバレッジレシオ等）は、半年ごとに策定する運用基本計画（半期運用計画）で規定されます。
- ・チェックの結果は、月次で運用リスク管理委員会への報告が行われます。

(ロ) リスク管理体制

明確なPLAN-DO-SEEプロセスにより、投資リスクの管理を行っています。

実質的な運用を行うマザーファンドのリスク管理体制は前記「2投資方針 (3)運用体制」に記載された通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様のリスク管理体制となっております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- (イ) 申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。平成21年4月16日現在の申込手数料率の上限は2.10%（税抜[※]2.00%）です。

※「税抜」における「税」とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。以下同じ。

申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

- (ロ) 「償還乗換え[※]」により本ファンドの取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する部分については

無手数料（本書提出日現在）で申込みを受け付けます。申込金額が償還金額を超える場合、超過部分の金額については、上記（イ）に定める申込手数料率を上限として指定販売会社が定める料率により計算された手数料をお支払いいただきます。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、上記（イ）に記載されている先と同じです。

※「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヶ月の初日以降償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金またはご解約金を含みます。なお、追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを信託期間を延長した証券投資信託とみなします。）をもって、その支払いを行った指定販売会社で本ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。この場合、指定販売会社は償還金の支払いを受けたことを証する書面の提出を求めることがあります。以下同じ。

- (ハ) 指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該指定販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取に係る売却代金またはご解約金ををもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、上記（イ）に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、上記（イ）に記載されている先と同じです。
- (ニ) 自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。
- (ホ) 「住信 ニュー配当利回り株オープン（愛称：配当物語）」との間のスイッチングにより本ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率0.945% (税抜0.90%)	純資産総額に対して 年率0.420% (税抜0.40%)	純資産総額に対して 年率0.420% (税抜0.40%)	純資産総額に対して 年率0.105% (税抜0.10%)

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

- (イ) ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として当該基準価額から控除します。
- (ロ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）
- (ハ) 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用

・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

- （二）投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。なお、費用の計算方法および支弁時期は本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、平成21年2月末日現在の税法にもとづき、以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

①個人の受益者に対する課税

・解約益・償還益・収益分配金

個人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、配当所得として課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の取扱いとなります。

- （イ）収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託等を含みます。以下同じ。）を含めた配当所得の合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。（平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

- （ロ）換金時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年および平成22年において、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）となります。（平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。）なお、平成21年および平成22年において、特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。

＜損益通算について＞

ご解約による換金および償還により発生した損益、買取請求による換金を行った際の譲渡損益は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の譲渡損益および配当所得と通算することができ、また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

・解約益・償還益・収益分配金

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびにご解約による換金時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは、7%（所得税7%）の税率※により源泉徴収されます。（地方税はありません。）源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

※平成21年4月1日以降は、税率は15%（所得税15%）となります。

・買取請求による譲渡益

法人受益者による買取請求による譲渡益については、全額が法人税の課税対象となります。

◇個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3)受益者が同一ファンドの受益権を複数の指定販売会社で取得する場合については、各指定販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4)受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「◇収益分配金の課税について」をご参照ください。）

◇収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成21年2月27日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
住信 日本好配当株マザーファンド	日本	264,237,554	99.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		67,901	0.03
合計(純資産総額)		264,305,455	100.00

(注)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）」は、「住信 日本好配当株マザーファンド」を主要投資対象にしており、マザーファンドの平成21年2月27日現在の投資状況は以下のとおりです。

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	13,419,822,900	97.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		411,857,469	2.98
合計(純資産総額)		13,831,680,369	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】（平成21年2月27日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／ 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	住信 日本好配当株マザーファンド	567,398,656	0.4791	271,840,697	0.4657	264,237,554	99.97

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

「住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）」は、「住信 日本好配当株マザーファンド」を主要投資対象にしており、マザーファンドの平成21年2月27日現在の投資資産は、以下のとおりです。

①投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ド コモ	情報・通信業	3,150	158,800.00	500,220,000	153,900.00	484,785,000	3.50
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	137,000	2,755.00	377,435,000	3,180.00	435,660,000	3.15
日本	株式	みずほフィナンシャル グループ	銀行業	2,240,000	205.89	461,206,179	188.00	421,120,000	3.04
日本	株式	三井物産	卸売業	375,000	888.62	333,235,482	920.00	345,000,000	2.49
日本	株式	三井住友フィナンシャ ルグループ	銀行業	100,000	3,086.21	308,621,860	3,170.00	317,000,000	2.29
日本	株式	任天堂	その他製品	10,000	29,050.00	290,500,000	28,490.00	284,900,000	2.06
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	109,000	1,944.00	211,896,000	2,390.00	260,510,000	1.88
日本	株式	商船三井	海運業	500,000	551.00	275,500,000	506.00	253,000,000	1.83
日本	株式	ローソン	小売業	58,800	4,609.34	271,029,351	4,250.00	249,900,000	1.81
日本	株式	住友商事	卸売業	281,000	758.00	212,998,000	832.00	233,792,000	1.69
日本	株式	山武	電気機器	126,000	1,755.00	221,130,000	1,660.00	209,160,000	1.51
日本	株式	東北電力	電気・ガス業	89,500	2,215.00	198,242,500	2,300.00	205,850,000	1.49

日本	株式	中部電力	電気・ガス業	81,500	2,470.00	201,305,000	2,425.00	197,637,500	1.43
日本	株式	マキタ	機械	98,000	1,581.00	154,938,000	1,961.00	192,178,000	1.39
日本	株式	九州電力	電気・ガス業	79,500	2,255.00	179,272,500	2,325.00	184,837,500	1.34
日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	705,000	260.00	183,300,000	261.00	184,005,000	1.33
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	405,200	458.00	185,581,600	454.00	183,960,800	1.33
日本	株式	関西電力	電気・ガス業	74,500	2,345.00	174,702,500	2,365.00	176,192,500	1.27
日本	株式	日本郵船	海運業	416,000	463.00	192,608,000	410.00	170,560,000	1.23
日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	76,000	2,180.00	165,680,000	2,155.00	163,780,000	1.18
日本	株式	住友金属工業	鉄鋼	860,000	181.64	156,216,380	187.00	160,820,000	1.16
日本	株式	昭和シェル石油	石油・石炭製品	195,000	774.00	150,930,000	819.00	159,705,000	1.15
日本	株式	日立工機	機械	174,000	888.00	154,512,000	896.00	155,904,000	1.13
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	38,500	4,210.00	162,085,000	3,990.00	153,615,000	1.11
日本	株式	パナソニック電工	電気機器	255,000	694.72	177,154,961	600.00	153,000,000	1.11
日本	株式	大東建託	建設業	49,000	3,720.00	182,280,000	3,110.00	152,390,000	1.10
日本	株式	日本オラクル	情報・通信業	49,000	3,560.00	174,440,000	3,080.00	150,920,000	1.09
日本	株式	住友大阪セメント	ガラス・土石製品	710,000	191.00	135,610,000	212.00	150,520,000	1.09
日本	株式	東燃ゼネラル石油	石油・石炭製品	160,000	822.00	131,520,000	928.00	148,480,000	1.07
日本	株式	参天製薬	医薬品	54,100	2,915.00	157,701,500	2,700.00	146,070,000	1.06

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	97.02
合計	97.02

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.95
		建設業	5.64
		食料品	0.66
		繊維製品	0.79
		パルプ・紙	1.04
		化学	6.09
		医薬品	4.08
		石油・石炭製品	2.66
		ゴム製品	1.55
		ガラス・土石製品	1.72
		鉄鋼	4.30
		非鉄金属	0.65

	金属製品	1.39
	機械	6.30
	電気機器	9.37
	輸送用機器	5.75
	精密機器	0.99
	その他製品	2.67
	電気・ガス業	6.75
	海運業	3.06
	倉庫・運輸関連業	0.29
	情報・通信業	6.45
	卸売業	7.87
	小売業	4.01
	銀行業	7.53
	証券、商品先物取引業	1.57
	その他金融業	0.53
	不動産業	1.16
	サービス業	1.23
合計		97.02

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
第1期特定期間末 (平成20年 1月25日)	(分配付)	297,394,496	(分配付)	0.8191
	(分配落)	296,305,265	(分配落)	0.8161
第2期特定期間末 (平成20年 7月25日)	(分配付)	345,083,550	(分配付)	0.8061
	(分配落)	343,799,345	(分配落)	0.8031
第3期特定期間末 (平成21年 1月26日)	(分配付)	254,822,786	(分配付)	0.4955
	(分配落)	253,280,015	(分配落)	0.4925
平成20年 2月末日		322,059,139		0.8115
3月末日		309,929,423		0.7506
4月末日		345,365,571		0.8292
5月末日		368,364,819		0.8705
6月末日		350,544,784		0.8206
7月末日		355,264,915		0.8067

8月末日	343,652,752	0.7710
9月末日	298,283,103	0.6685
10月末日	242,119,981	0.5410
11月末日	239,641,970	0.5299
12月末日	284,325,657	0.5529
平成21年 1月末日	279,500,554	0.5039
2月末日	264,305,455	0.4782

②【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期特定期間（平成19年 8月31日～平成20年 1月25日）	0.0030
第2期特定期間（平成20年 1月26日～平成20年 7月25日）	0.0060
第3期特定期間（平成20年 7月26日～平成21年 1月26日）	0.0060

③【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期特定期間（平成19年 8月31日～平成20年 1月25日）	△18.1
第2期特定期間（平成20年 1月26日～平成20年 7月25日）	△0.9
第3期特定期間（平成20年 7月26日～平成21年 1月26日）	△37.9

(注1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年 6月 1日	本ファンドの主要投資対象である「住信 日本好配当株マザーファンド」の設定、運用開始
平成19年 8月31日	投資信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

1) 申込手続

- (イ) 本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- (ロ) 取得申込みは、申込期間における毎営業日に、本邦にある指定販売会社の本支店・出張所で受け付けます。
- (ハ) 取得のお申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。
- (ニ) 本ファンドの受益権の販売価額は、原則として取得申込受付日の基準価額とします。
- (ホ) 申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとし、
- (ヘ) 申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、指定販売会社によって取扱いコースが異なる場合があります。指定販売会社の取扱いコースについては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、）を行

うものとしします。

- (ト) 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2) 申込単位

申込単位については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）としします。）

3) 申込手数料

- (イ) 申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額としします。平成21年4月16日現在の申込手数料率の上限は2.10%（税抜2.00%）です。

申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）としします。）

- (ロ) 「償還乗換え」により本ファンドの取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額としします。）で取得する部分については無手数料（本書提出日現在）で申込みを受け付けます。申込金額が償還金額を超える場合、超過部分の金額については、上記（イ）に定める申込手数料率を上限として指定販売会社が定める料率により計算された手数料をお支払いいただきます。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、上記（イ）に記載されている先と同じです。
- (ハ) 指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該指定販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取に係る売却代金またはご解約金をもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、上記（イ）に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、上記（イ）に記載されている先と同じです。
- (ニ) 自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。
- (ホ) 「住信 ニュー配当利回り株オープン」（愛称：配当物語）との間のスイッチングにより本ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

2 【換金（解約）手続等】

1) 受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については指定販売会社にお問い合わせください。

2) 受益権のご解約の請求

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(イ) 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。解約単位は、指定販売会社によって異なります。ご解約の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。

(ロ) 受益者が前記のご解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、前記（イ）のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(ニ) ご解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（解約価額）とします。

解約価額＝解約請求受付日の基準価額－信託財産留保金

＝解約請求受付日の基準価額－（解約請求受付日の基準価額×0.3%）

(ホ) ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。

(ヘ) 解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して4営業日目から指定販売会社において支払います。

(ト) 委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前記（イ）によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 前記（ト）により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

(リ) 解約単位および解約価額に関する投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、本ファンドの基準価額計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

【主要な投資対象の評価方法】

- ・本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・マザーファンドの主要な投資対象であるわが国の取引所に上場されている株式の評価方法

原則として本ファンドの基準価額計算日の当該取引所における最終相場で評価するものとします。なお、ジャスダック証券取引所上場株式は、本ファンドの基準価額計算日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価するものとします。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に表記を「配当3M」として掲載されます。ただし、表示は1万口当たりに換算した価額で行われます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は、平成19年8月31日から、投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。（原則無期限）

(4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、原則として、毎年1月26日から4月25日まで、4月26日から7月25日まで、7月26日から10月25日まで、および10月26日から翌年1月25日まで（第1計算期間は、平成19年8月31日から平成20年1月25日まで）とします。ただし、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

- (イ) (a) 委託者は、投資信託約款に定める信託終了前に、受益権の残存口数が5億口を下回ることとなった場合もしくはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約

に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c)前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d)前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。

(e)委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(f)前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ)委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「2)投資信託約款の変更（イ）

(d)」に該当する場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。

(ニ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2)投資信託約款の変更

(イ) (a)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b)委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c)前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d)前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託約款の変更をしません。

(e)委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ)委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記（イ）に記載されている手続きにしたがいます。

3)指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

4)運用報告書

委託者は、2計算期間の末日（1月および7月）ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、第1作成期は、当初の1計算期間とします。

5)信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

1)収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2)償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

3)換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

4)反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

5)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をするこ

とができます。

なお、受益者には、議決権、受益者集会の権利はありません。

第4【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成20年1月26日から平成20年7月25日まで)及び当期(平成20年7月26日から平成21年1月26日)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年 7 月25日現在)	当期 (平成21年 1 月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	855,349	672,827
親投資信託受益証券	343,763,017	253,198,561
未収入金	1,300,000	1,550,000
未収利息	11	1
流動資産合計	345,918,377	255,421,389
資産合計	345,918,377	255,421,389
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,284,205	1,542,771
未払受託者報酬	92,253	66,153
未払委託者報酬	737,995	529,172
その他未払費用	4,579	3,278
流動負債合計	2,119,032	2,141,374
負債合計	2,119,032	2,141,374
純資産の部		
元本等		
元本	428,068,603	514,257,296
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△84,269,258	△260,977,281
元本等合計	343,799,345	253,280,015
純資産合計	343,799,345	253,280,015
負債純資産合計	345,918,377	255,421,389

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成20年 1 月26日 至 平成20年 7 月25日)	当期 (自 平成20年 7 月26日 至 平成21年 1 月26日)
営業収益		
受取利息	1,024	654
有価証券売買等損益	△184,268	△137,207,158
営業収益合計	△183,244	△137,206,504
営業費用		
受託者報酬	173,765	149,291
委託者報酬	1,390,099	1,194,254
その他費用	8,621	7,408
営業費用合計	1,572,485	1,350,953
営業利益又は営業損失（△）	△1,755,729	△138,557,457
経常利益又は経常損失（△）	△1,755,729	△138,557,457
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,755,729	△138,557,457
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,056	△2,742,106
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△66,772,030	△84,269,258
剰余金増加額又は欠損金減少額	760,046	7,978,009
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	760,046	7,978,009
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,960,096	45,987,031
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,960,096	45,987,031
分配金	2,533,393	2,883,650
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△84,269,258	△260,977,281

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 (自 平成20年 1月26日 至 平成20年 7月25日)	当期 (自 平成20年 7月26日 至 平成21年 1月26日)
1.資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他	—	当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月26日から4月25日まで、4月26日から7月25日まで、7月26日から10月25日まで、10月26日から翌年1月25日までであります。平成21年1月25日は休日のため、当計算期間末日は、平成21年1月26日となっております。このため当計算期間は、平成20年7月26日から平成21年1月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 (平成20年7月25日現在)	当期 (平成21年1月26日現在)
1.期首元本額	363,077,295円	428,068,603円
期中追加設定元本額	69,118,859円	115,729,675円
期中一部解約元本額	4,127,551円	29,540,982円
期末元本額	428,068,603円	514,257,296円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を84,269,258円下回っております。	純資産額は、元本を260,977,281円下回っております。
3.特定期間末日における受益権の総数	428,068,603口	514,257,296口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期 (自 平成20年 1月26日 至 平成20年 7月25日)	当期 (自 平成20年 7月26日 至 平成21年 1月26日)
--	--	--

分配金の計算過程	平成20年1月26日から平成20年4月25日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(3,536,330円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(973,266円)及び分配準備積立金(116,577円)により、分配対象収益は4,626,173円(1万口当たり111円10銭)であり、うち1,249,188円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 平成20年4月26日から平成20年7月25日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(0円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,084,089円)及び分配準備積立金(2,394,678円)により、分配対象収益は3,478,767円(1万口当たり81円26銭)であり、うち1,284,205円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	平成20年7月26日から平成20年10月27日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(2,787,961円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,346,210円)及び分配準備積立金(1,085,730円)により、分配対象収益は5,219,901円(1万口当たり116円78銭)であり、うち1,340,879円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 平成20年10月28日から平成21年1月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(458,440円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,017,208円)及び分配準備積立金(2,499,733円)により、分配対象収益は4,975,381円(1万口当たり96円74銭)であり、うち1,542,771円(1万口当たり30円)を分配金額としております。
-----------------	--	--

(有価証券に関する注記)

前期(平成20年7月25日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	343,763,017	△5,316,845
合 計	343,763,017	△5,316,845

当期(平成21年1月26日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	253,198,561	11,978,830
合 計	253,198,561	11,978,830

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

前期 (自 平成20年 1月26日 至 平成20年 7月25日)	当期 (自 平成20年 7月26日 至 平成21年 1月26日)
該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

前期 (平成20年7月25日現在)	当期 (平成21年1月26日現在)
----------------------	----------------------

—	該当事項はありません。
---	-------------

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成20年 1月26日 至 平成20年 7月25日)	当期 (自 平成20年 7月26日 至 平成21年 1月26日)
当特定期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (平成20年7月25日現在)	当期 (平成21年1月26日現在)
1口当たり純資産額 = 0.8031円	1口当たり純資産額 = 0.4925円

(4)【附属明細表】(平成21年1月26日現在)

1)有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)
親投資信託受益証券	住信 日本好配当株マザーファンド	530,036,762	253,198,561
合計		530,036,762	253,198,561

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）」は、「住信 日本好配当株マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「住信 日本好配当株マザーファンド」の受益証券です。

「住信 日本好配当株マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外となっております。

「住信 日本好配当株マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成20年 7月25日現在)	(平成21年 1月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,854,869,984	582,338,123
株式	22,609,716,400	13,831,688,600
未収配当金	29,409,600	29,985,500
未収利息	24,590	1,549
前払金	26,391,000	26,540,000
差入委託証拠金	30,780,000	41,280,000
流動資産合計	24,551,191,574	14,511,833,772
資産合計	24,551,191,574	14,511,833,772
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	51,065,745	31,266,960
未払金	44,927,707	42,171,412
未払解約金	142,737,091	123,743,153
流動負債合計	238,730,543	197,181,525
負債合計	238,730,543	197,181,525
純資産の部		
元本等		
元本	31,600,670,681	29,966,220,988
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△7,288,209,650	△15,651,568,741
元本等合計	24,312,461,031	14,314,652,247
純資産合計	24,312,461,031	14,314,652,247
負債純資産合計	24,551,191,574	14,511,833,772

(注)「住信 日本好配当株マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年1月26日から7月25日まで及び7月26日から翌年1月25日までであり、「住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）」の計算期間とは異なっております。上記の表は、平成20年7月25日及び平成21年1月26日現在の同マザーファンドの貸借対照表です。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成20年1月26日 至 平成20年7月25日)	(自 平成20年7月26日 至 平成21年1月26日)
--	--------------------------------	--------------------------------

1.資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	(1)株式 同左
	(2)先物取引 個別法に基づき、時価評価しております。	(2)先物取引 同左
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

	(平成20年7月25日現在)	(平成21年1月26日現在)
1.期首元本額	31,291,296,274円	31,600,670,681円
期中追加設定元本額	1,240,785,996円	293,565,811円
期中一部解約元本額	931,411,589円	1,928,015,504円
期末元本額	31,600,670,681円	29,966,220,988円
期末元本額の内訳		
住信 ニュー配当利回り株オープン	20,392,790,128円	19,403,792,674円
住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）	446,793,628円	530,036,762円
住信 FOFs用日本好配当株ファンド (適格機関投資家専用)	10,761,086,925円	10,032,391,552円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を7,288,209,650円下回っております。	純資産額は、元本を15,651,568,741円下回っております。
3.計算期間末日における受益権の総数	31,600,670,681口	29,966,220,988口

(有価証券に関する注記)

当計算期間末(平成20年7月25日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	22,609,716,400	△445,293,025
合 計	22,609,716,400	△445,293,025

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

当計算期間末(平成21年1月26日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	13,831,688,600	△8,386,038,528
合 計	13,831,688,600	△8,386,038,528

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

(自 平成20年1月26日 至 平成20年7月25日)	(自 平成20年7月26日 至 平成21年1月26日)
1.取引の内容、取引に対する取組方法及び取引の利用目的 当ファンドは、約款に基づき投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所におけるデリバティブ取引ならびに委託者が適当と認める外国金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。 2.取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 当ファンドのデリバティブ取引には、市場リスクがあります。当ファンドが利用するデリバティブ取引は、約款に基づき、取引所取引のみであり、信用リスクはないものと考えられます。なお、デリバティブ取引の執行は、取引権限を定めた社内ルールに従い行っており、市場リスクの管理については、ポジションやリスク評価額を日々算出し、リスクをコントロールする体制としています。 3.取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1.取引の内容、取引に対する取組方法及び取引の利用目的 同左 2.取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左 3.取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種 類	(平成20年 7月25日現在)			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超			

市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	TOPIX株価指数先物	881,086,000	—	830,080,000	△51,006,000
合 計		881,086,000	—	830,080,000	△51,006,000

区分	種 類	(平成21年 1月26日現在)			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経225先物	17,300,000	—	15,180,000	△2,120,000
	TOPIX先物	348,520,000	—	319,410,000	△29,110,000
合 計		365,820,000	—	334,590,000	△31,230,000

(注)時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

- 1.原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成20年1月26日 至 平成20年7月25日)	(自 平成20年7月26日 至 平成21年1月26日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

(1口当たり情報)

(平成20年7月25日現在)	(平成21年1月26日現在)
1口当たり純資産額 = 0.7694円	1口当たり純資産額 = 0.4777円

(3)附属明細表(平成21年1月26日現在)

1)有価証券明細表

①株式

銘 柄	株数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	

ホクト	68,200	2,400.00	163,680,000
セコムテクノサービス	25,500	2,290.00	58,395,000
大成建設	175,000	188.00	32,900,000
鹿島建設	250,000	234.00	58,500,000
三井ホーム	324,000	475.00	153,900,000
大東建託	50,000	3,720.00	186,000,000
N I P P Oコーポレーション	104,000	647.00	67,288,000
大和ハウス工業	70,000	796.00	55,720,000
積水ハウス	80,000	756.00	60,480,000
西部電気工業	210,000	396.00	83,160,000
大明	16,000	780.00	12,480,000
トーエネック	6,000	517.00	3,102,000
東芝プラントシステム	115,000	991.00	113,965,000
伊藤園(優先)	107,000	899.00	96,193,000
ローソン	57,800	4,620.00	267,036,000
高千穂電気	60,000	679.00	40,740,000
東洋紡績	427,000	133.00	56,791,000
セブン&アイ・ホールディングス	30,000	2,475.00	74,250,000
三菱レイヨン	75,000	215.00	16,125,000
S U M C O	14,000	1,108.00	15,512,000
小松精練	120,000	390.00	46,800,000
王子製紙	233,000	415.00	96,695,000
日本製紙グループ本社	27,000	2,670.00	72,090,000
住友化学	205,000	287.00	58,835,000
電気化学工業	300,000	185.00	55,500,000
三菱ケミカルホールディングス	116,000	357.00	41,412,000
住友ベークライト	158,000	360.00	56,880,000
旭有機材工業	440,000	273.00	120,120,000
日本化薬	188,000	402.00	75,576,000
花王	50,000	2,495.00	124,750,000
三洋化成工業	73,000	509.00	37,157,000
武田薬品工業	38,500	4,210.00	162,085,000
科研製薬	120,000	947.00	113,640,000
エーザイ	27,100	3,240.00	87,804,000
参天製薬	54,100	2,915.00	157,701,500
第一三共	44,000	1,882.00	82,808,000
太陽インキ製造	51,000	1,641.00	83,691,000
D I C	200,000	136.00	27,200,000
明光ネットワークジャパン	100,000	444.00	44,400,000
フジ・メディア・ホールディングス	290	119,700.00	34,713,000
日本オラクル	49,000	3,560.00	174,440,000
資生堂	65,000	1,641.00	106,665,000

マンダム	50,000	2,380.00	119,000,000
昭和シェル石油	195,000	774.00	150,930,000
東燃ゼネラル石油	160,000	822.00	131,520,000
新日鉱ホールディングス	171,500	307.00	52,650,500
横浜ゴム	225,000	314.00	70,650,000
住友ゴム工業	152,000	552.00	83,904,000
三ツ星ベルト	120,000	425.00	51,000,000
住友大阪セメント	710,000	191.00	135,610,000
ノリタケカンパニーリミテド	190,000	303.00	57,570,000
日本特殊陶業	38,000	661.00	25,118,000
新日本製鐵	705,000	260.00	183,300,000
住友金属工業	810,000	180.00	145,800,000
日新製鋼	450,000	141.00	63,450,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	76,000	2,180.00	165,680,000
淀川製鋼所	60,000	394.00	23,640,000
住友金属鉱山	50,000	829.00	41,450,000
DOWAホールディングス	130,000	266.00	34,580,000
三和ホールディングス	230,000	302.00	69,460,000
住生活グループ	90,000	1,204.00	108,360,000
日本発條	98,000	292.00	28,616,000
旭ダイヤモンド工業	105,000	451.00	47,355,000
森精機製作所	51,000	675.00	34,425,000
日東工器	13,000	1,464.00	19,032,000
小松製作所	70,000	909.00	63,630,000
クボタ	71,000	473.00	33,583,000
アネスト岩田	80,000	249.00	19,920,000
マックス	127,000	883.00	112,141,000
セガサミーホールディングス	23,900	982.00	23,469,800
日本精工	180,000	297.00	53,460,000
NTN	270,000	252.00	68,040,000
日本トムソン	25,000	373.00	9,325,000
THK	46,800	1,068.00	49,982,400
東芝	70,000	354.00	24,780,000
富士電機ホールディングス	470,000	108.00	50,760,000
日立工機	174,000	888.00	154,512,000
マキタ	99,000	1,581.00	156,519,000
マブチモーター	25,000	3,350.00	83,750,000
日東工業	58,000	715.00	41,470,000
I D E C	144,500	819.00	118,345,500
TDK	12,000	3,110.00	37,320,000
TOA	99,000	498.00	49,302,000
山武	133,500	1,755.00	234,292,500

小野測器	228,000	323.00	73,644,000
ファナック	22,400	5,120.00	114,688,000
ローム	10,000	4,530.00	45,300,000
京セラ	5,300	5,800.00	30,740,000
村田製作所	14,000	3,500.00	49,000,000
双葉電子工業	33,300	1,147.00	38,195,100
パナソニック電工	250,000	696.00	174,000,000
日本ケミコン	200,000	191.00	38,200,000
日産自動車	50,000	276.00	13,800,000
トヨタ自動車	137,000	2,755.00	377,435,000
新明和工業	70,000	226.00	15,820,000
大同メタル工業	260,000	293.00	76,180,000
本田技研工業	109,000	1,944.00	211,896,000
小糸製作所	50,000	466.00	23,300,000
伯東	84,300	666.00	56,143,800
京都きもの友禅	100,700	643.00	64,750,100
白銅	38,000	503.00	19,114,000
タムロン	22,400	768.00	17,203,200
HOYA	35,600	1,541.00	54,859,600
キヤノン	27,900	2,455.00	68,494,500
リコー	47,000	1,053.00	49,491,000
バンダイナムコホールディングス	43,900	865.00	37,973,500
凸版印刷	45,000	612.00	27,540,000
図書印刷	95,000	208.00	19,760,000
前澤化成工業	19,000	884.00	16,796,000
任天堂	10,000	29,050.00	290,500,000
丸紅	150,000	307.00	46,050,000
三共生興	150,000	165.00	24,750,000
三井物産	365,000	886.00	323,390,000
東京エレクトロン	6,000	2,925.00	17,550,000
住友商事	281,000	758.00	212,998,000
三菱商事	95,000	1,166.00	110,770,000
キヤノンマーケティングジャパン	25,600	1,431.00	36,633,600
佐藤商事	118,300	583.00	68,968,900
ニプロ	35,000	1,379.00	48,265,000
東陽テクニカ	50,400	994.00	50,097,600
加賀電子	48,800	967.00	47,189,600
カスミ	54,000	447.00	24,138,000
丸井グループ	71,800	439.00	31,520,200
三菱UFJフィナンシャル・グループ	405,200	458.00	185,581,600
三井住友フィナンシャルグループ	96,000	3,070.00	294,720,000
横浜銀行	199,000	453.00	90,147,000

ふくおかフィナンシャルグループ	119,000	300.00	35,700,000
みずほフィナンシャルグループ	2,050,000	206.00	422,300,000
S B I ホールディングス	3,550	10,700.00	37,985,000
日立キャピタル	37,500	974.00	36,525,000
オリックス	20,000	3,860.00	77,200,000
大和証券グループ本社	210,000	454.00	95,340,000
野村ホールディングス	144,000	609.00	87,696,000
いちよし証券	129,500	531.00	68,764,500
東京建物	450,000	291.00	130,950,000
空港施設	72,000	517.00	37,224,000
日本郵船	416,000	463.00	192,608,000
商船三井	500,000	551.00	275,500,000
三井倉庫	50,000	388.00	19,400,000
住友倉庫	70,000	405.00	28,350,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	3,150	158,800.00	500,220,000
中部電力	81,500	2,470.00	201,305,000
関西電力	74,500	2,345.00	174,702,500
東北電力	89,500	2,215.00	198,242,500
九州電力	79,500	2,255.00	179,272,500
東京瓦斯	260,000	431.00	112,060,000
大阪瓦斯	190,000	381.00	72,390,000
光栄	42,400	866.00	36,718,400
シーイーシー	61,800	751.00	46,411,800
ジャステック	62,800	487.00	30,583,600
メイテック	37,800	1,399.00	52,882,200
ベネッセコーポレーション	19,400	4,260.00	82,644,000
富士エレクトロニクス	36,500	729.00	26,608,500
J B C Cホールディングス	198,000	588.00	116,424,000
プレナス	24,900	1,494.00	37,200,600
アークス	65,000	1,477.00	96,005,000
合計	21,738,890		13,831,688,600

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

前述の(デリバティブ取引に関する注記)に記載しておりますので、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年2月27日現在）

I 資産総額	266,678,109 円
II 負債総額	2,372,654 円
III 純資産総額（I－II）	264,305,455 円
IV 発行済口数	552,690,014 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4782 円

(参考)

住信 日本好配当株マザーファンド

I 資産総額	13,870,362,309 円
II 負債総額	38,681,940 円
III 純資産総額（I－II）	13,831,680,369 円
IV 発行済口数	29,699,330,186 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4657 円

第5【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	受益権総口数（口）
第1期特定期間 (平成19年 8月31日～平成20年 1月25日)	365,918,669	2,841,374	363,077,295
第2期特定期間 (平成20年 1月26日～平成20年 7月25日)	69,118,859	4,127,551	428,068,603
第3期特定期間 (平成20年 7月26日～平成21年 1月26日)	115,729,675	29,540,982	514,257,296

(注)当該特定期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（イ）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	6,000株
最近5年における資本金の額の増減	なし

（ロ）会社の機構

（1）経営体制

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。3名以上の取締役が、株主総会で選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任します。取締役の選任については、累積投票にはよりません。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとします。

取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定します。また、取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができます。

取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となります。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会招集の通知は、会日の3日前までに発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

（2）運用体制

〔PLAN(計画)〕

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成される商品委員会において決定されます。

〔DO(実行)〕

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

〔SEE(検証)〕

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確

認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）

会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年2月27日現在、委託者が運用の指図を行っている証券投資信託（公募）は次のとおりです。

	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	85	638,684
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	85	638,684

3【委託会社等の経理状況】

（イ）委託者の財務諸表は、前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しており、当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条に基づき、同規則並びに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（ロ）委託者は、第21期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれの財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。また、委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度の中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

科目	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日)			第22期 (平成20年3月31日)		
		金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）		構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
現金及び預金	※3		3,537,284		4,809,141		

有価証券			321,507			322,773	
支払委託金							
収益分配金		100	100		—	—	
前払費用			21,892			32,941	
未収委託者報酬			1,166,749			1,075,693	
未収投資顧問料			36,947			—	
未収運用受託報酬			—			48,435	
繰延税金資産			35,614			71,628	
その他			4,030			3,946	
流動資産計			5,124,126	93.6		6,364,560	90.0
固定資産							
有形固定資産	※1						
建物		15,227			81,174		
器具備品		31,436	46,663	0.8	59,007	140,181	2.0
無形固定資産							
ソフトウェア		7,338			43,275		
その他無形固定資産		186	7,525	0.1	166	43,441	0.6
投資その他の資産							
投資有価証券		208,567			261,726		
敷金・保証金		73,452			238,033		
会員権		2,500			2,500		
長期前払費用		168			570		
繰延税金資産		12,118			23,832		
その他の投資		1,800	298,606	5.5	285	526,947	7.4
固定資産計			352,795	6.4		710,570	10.0
資産合計			5,476,921	100.0		7,075,130	100.0

		第21期 (平成19年3月31日)			第22期 (平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	金額（千円）		構成比 （%）	金額（千円）		構成比 （%）
（負債の部）							
流動負債							
預り金			13,638			14,005	
未払金							
未払収益分配金		100			100		
未払手数料	※3	557,027			520,902		

その他未払金	※3	58,683	615,810		89,745	610,747	
未払費用	※3		127,097			158,863	
未払法人税等			311,386			618,530	
未払消費税等			42,968			71,360	
賞与引当金			28,417			59,936	
流動負債計			1,139,318	20.8		1,533,444	21.7
固定負債							
退職給付引当金			17,951			44,738	
固定負債計			17,951	0.3		44,738	0.6
負債合計			1,157,269	21.1		1,578,182	22.3
(純資産の部)							
株主資本							
資本金	※2		300,000	5.5		300,000	4.2
利益剰余金							
利益準備金		41,500			44,500		
その他利益剰余金							
別途積立金		2,100,000			3,100,000		
繰越利益剰余金		1,878,111			2,054,686		
利益剰余金合計			4,019,611	73.4		5,199,186	73.5
株主資本合計			4,319,611	78.9		5,499,186	77.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			40			△ 2,238	
評価・換算差額等合計			40	0.0		△ 2,238	△ 0.0
純資産合計			4,319,652	78.9		5,496,948	77.7
負債・純資産合計			5,476,921	100.0		7,075,130	100.0

(2) 【損益計算書】

		第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)		金額 (千円)	百分比 (%)	
営業収益							
委託者報酬		8,141,317			11,628,333		
投資顧問料		71,394			—		
運用受託報酬		—	8,212,711	100.0	105,668	11,734,002	100.0
営業費用							

支払手数料	※2		4,003,586			5,656,622	
広告宣伝費			241,847			380,399	
公告費			5,087			2,022	
受益証券発行費			3,780			—	
調査費							
調査費		82,278			95,038		
委託調査費		714,692			1,100,389		
図書費		1,951	798,922		2,185	1,197,613	
営業雑経費							
通信費		12,785			11,892		
印刷費		178,453			166,508		
協会費		5,834			8,220		
諸会費		360			456		
情報機器関連費		280,349			364,302		
その他営業雑経費		37,286	515,067		66,519	617,898	
営業費用計			5,568,291	67.8		7,854,556	66.9
一般管理費							
給料							
役員報酬	※1	42,754			41,177		
給料・手当		732,618			972,284		
賞与		62,818	838,190		140,354	1,153,815	
退職給付費用			10,360			41,193	
役員退職慰労金			1,660			1,830	
福利費			63,610			107,788	
交際費			2,056			1,943	
旅費交通費			62,420			56,876	
租税公課			21,007			19,959	
不動産賃借料			66,020			139,555	
減価償却費			22,826			37,057	
諸経費			262,321			281,363	
一般管理費計			1,350,474	16.4		1,841,384	15.7
営業利益			1,293,946	15.8		2,038,060	17.4
営業外収益							
受取配当金		2,530			2,531		
有価証券利息		776			1,582		
受取利息	※2	2,556			8,213		
投資有価証券売却益		2,410			88		
その他		3,252	11,525	0.1	3,682	16,099	0.1
営業外費用							
支払保証料	※2	124			125		
固定資産除却損		1,807			—		
その他		65	1,997	0.0	7	133	0.0
経常利益			1,303,473	15.9		2,054,026	17.5
特別損失							
減損損失		1,358	1,358	0.0	13,397	13,397	0.1
税引前当期純利益			1,302,115	15.9		2,040,628	17.4
法人税、住民税及び事業税		524,737			877,218		
法人税等調整額		△ 2,666	522,071	6.4	△ 46,164	831,053	7.1
当期純利益			780,044	9.5		1,209,574	10.3

(3)【株主資本等変動計算書】

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

項 目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高（千円）	300,000	38,500	2,100,000	1,131,067	3,269,567	3,569,567
当期変動額						
剰余金の配当		3,000		△ 33,000	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益				780,044	780,044	780,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	－	3,000	－	747,044	750,044	750,044
当期末残高（千円）	300,000	41,500	2,100,000	1,878,111	4,019,611	4,319,611

項 目	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前期末残高（千円）	11	11	3,569,579
当期変動額			
剰余金の配当			△ 30,000
当期純利益			780,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	28	28	28
当期変動額合計（千円）	28	28	750,072
当期末残高（千円）	40	40	4,319,652

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

項 目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高（千円）	300,000	41,500	2,100,000	1,878,111	4,019,611	4,319,611
当期変動額						
剰余金の配当		3,000		△ 33,000	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益				1,209,574	1,209,574	1,209,574
別途積立金の積立			1,000,000	△ 1,000,000	－	－

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	—	3,000	1,000,000	176,574	1,179,574	1,179,574
当期末残高（千円）	300,000	44,500	3,100,000	2,054,686	5,199,186	5,499,186

項 目	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前期末残高（千円）	40	40	4,319,652
当期変動額			
剰余金の配当			△ 30,000
当期純利益			1,209,574
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,278	△ 2,278	△ 2,278
当期変動額合計（千円）	△ 2,278	△ 2,278	1,177,296
当期末残高（千円）	△ 2,238	△ 2,238	5,496,948

重要な会計方針

期別	第21期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価 基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2 固定資産の減価 償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。	有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 （追加情報）

	無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 無形固定資産 同 左
3 引当金の計上基準	（1）賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 （2）退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。	（1）賞与引当金 同 左 （2）退職給付引当金 同 左
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

会計方針の変更

第21期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,319,652千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当会計期間における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—

表示方法の変更

第21期	第22期
------	------

（自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	（自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
—	金融商品取引法の施行に伴い、表示科目をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 （貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」として表示しております。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第21期 （平成19年3月31日）	第22期 （平成20年3月31日）												
※1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建 物</td><td>13,007千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>37,299千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>50,307千円</td></tr> </table>	建 物	13,007千円	器具備品	37,299千円	計	50,307千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建 物</td><td>5,783千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>63,941千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>69,724千円</td></tr> </table>	建 物	5,783千円	器具備品	63,941千円	計	69,724千円
建 物	13,007千円												
器具備品	37,299千円												
計	50,307千円												
建 物	5,783千円												
器具備品	63,941千円												
計	69,724千円												
※2 授權株式数及び発行済株式総数 <table> <tr> <td>授權株式数</td><td>24,000株</td></tr> <tr> <td>発行済株式総数</td><td>6,000株</td></tr> </table>	授權株式数	24,000株	発行済株式総数	6,000株	※2 —								
授權株式数	24,000株												
発行済株式総数	6,000株												
※3 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>2,949,946千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>475,086千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>102,511千円</td></tr> </table>	預金	2,949,946千円	未払手数料	475,086千円	未払費用	102,511千円	※3 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>3,075,396千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>455,445千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>152,424千円</td></tr> </table>	預金	3,075,396千円	未払手数料	455,445千円	未払費用	152,424千円
預金	2,949,946千円												
未払手数料	475,086千円												
未払費用	102,511千円												
預金	3,075,396千円												
未払手数料	455,445千円												
未払費用	152,424千円												

（損益計算書関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
※1 役員報酬の範囲額 取締役報酬限度額（年額） 50,000千円	※1 —

監査役報酬限度額（年額） 20,000千円	
※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 3,624,507千円	※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 5,362,458千円 受取利息 6,195千円 支払保証料 125千円

（株主資本等変動計算書関係）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式（株）	6,000	—	—	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成18年3月31日	平成18年6月30日

4. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式（株）	6,000	—	—	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日

4. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

（リース取引関係）

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第21期（平成19年3月31日）

1. 時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券 その他	9,000	9,067	67
計	9,000	9,067	67

2. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
52,410	2,410	—

3. 時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	199,500
MMF	321,507
計	521,007

4. その他有価証券のうち満期があるもの

該当事項はありません。

第22期（平成20年3月31日）

1. 時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券 その他	66,000	62,226	△3,774
計	66,000	62,226	△3,774

2. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
4,088	88	—

3. 時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	199,500
MMF	322,773
計	522,273

4. その他有価証券のうち満期があるもの

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務及びその他のに関する事項 退職給付債務 17,951千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務及びその他のに関する事項 退職給付債務 44,738千円

退職給付引当金	17,951千円	退職給付引当金	44,738千円
(1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。		(1) 同左	
(2) 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。		(2) 同左	
3. 退職給付費用に関する事項		3. 退職給付費用に関する事項	
退職給付費用	10,360千円	退職給付費用	41,193千円
(1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。		(1) 同左	
(2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額2,907千円を含んでおります。		(2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額9,051千円を含んでおります。	
4. 退職給付債務等の計算基礎		4. 退職給付債務等の計算基礎	
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。		同左	

(税効果会計関係)

第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
未払事業税24,051千円	未払事業税47,126千円
賞与引当金損金算入限度超過額11,562千円	賞与引当金損金算入限度超過額24,388千円
退職給付引当金損金算入限度超過額7,304千円	退職給付引当金損金算入限度超過額18,203千円
その他6,200千円	その他5,742千円
繰延税金資産 小計49,118千円	繰延税金資産 合計95,460千円
評価性引当金△1,358千円	
繰延税金資産 計47,760千円	
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金△27千円	
繰延税金負債 計△27千円	
繰延税金資産の純額47,732千円	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	同左

(持分法損益等)

第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	住友信託銀行（株）	大阪市中央区	287,517	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	兼任 1人	営業上の取引	投信販売代行手数料	3,624,046	未払手数料	475,086
								投資助言費用の支払	566,675	未払費用	102,511

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（2）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

（3）子会社等

該当事項はありません。

（4）兄弟会社等

該当事項はありません。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	住友信託銀行（株）	大阪市中央区	287,537	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	兼任 1人	営業上の取引	投信販売代行手数料	5,362,458	未払手数料	455,445
								投資助言費用の支払	846,909	その他未払金	318
										未払費用	152,424

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	719,942円02銭	1株当たり純資産額	916,158円04銭
1株当たり当期純利益	130,007円35銭	1株当たり当期純利益	201,595円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益	780,044千円	1,209,574千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	780,044千円	1,209,574千円
期中平均株式数	6,000株	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間貸借対照表

(単位：千円)

第23期中間会計期間末

（平成20年9月30日）

資産の部

流動資産

現金及び預金	4,781,352
有価証券	323,421
未収委託者報酬	993,681
未収運用受託報酬	45,311
繰延税金資産	50,319
その他	59,681
流動資産合計	6,253,769

固定資産

有形固定資産

建物	73,207
器具備品	51,738
有形固定資産合計	※1 124,945

無形固定資産

42,276

投資その他の資産

投資有価証券	315,696
敷金・保証金	238,033
繰延税金資産	35,747
その他	647
投資その他の資産合計	590,124

固定資産合計

757,346

資産合計

7,011,115

負債の部

流動負債

未払金	560,159
未払費用	143,728
未払法人税等	269,241
賞与引当金	71,188
その他	※2 35,949
流動負債合計	1,080,267

固定負債

退職給付引当金	64,692
固定負債合計	64,692

負債合計

1,144,959

(単位：千円)

第23期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
利益剰余金	
利益準備金	47,500
その他利益剰余金	
別途積立金	4,100,000
繰越利益剰余金	1,431,587
利益剰余金合計	5,579,087
株主資本合計	5,879,087
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 12,931
評価・換算差額等合計	△ 12,931
純資産合計	5,866,156
負債純資産合計	7,011,115

中間損益計算書

(単位：千円)

第23期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	5,437,330
運用受託報酬	52,353
営業収益合計	5,489,683
営業費用	
一般管理費	※1 1,080,015
営業利益	678,296
営業外収益	※2 13,763
営業外費用	1,146
経常利益	690,912
税引前中間純利益	690,912
法人税、住民税及び事業税	264,281
法人税等調整額	16,729

法人税等合計	281,011
中間純利益	409,901

中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
株主資本	
資本金	
前期末残高	300,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	300,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	44,500
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000
当中間期変動額合計	3,000
当中間期末残高	47,500
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,100,000
当中間期変動額	
別途積立金の積立	1,000,000
当中間期変動額合計	1,000,000
当中間期末残高	4,100,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,054,686
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 33,000
中間純利益	409,901
別途積立金の積立	△ 1,000,000
当中間期変動額合計	△ 623,098
当中間期末残高	1,431,587
利益剰余金合計	
前期末残高	5,199,186
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 30,000
中間純利益	409,901
当中間期変動額合計	379,901
当中間期末残高	5,579,087
株主資本合計	

前期末残高	5,499,186
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 30,000
中間純利益	409,901
当中間期変動額合計	379,901
当中間期末残高	5,879,087
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 2,238
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,693
当中間期変動額合計	△ 10,693
当中間期末残高	△ 12,931
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 2,238
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,693
当中間期変動額合計	△ 10,693
当中間期末残高	△ 12,931
純資産合計	
前期末残高	5,496,948
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 30,000
中間純利益	409,901
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,693
当中間期変動額合計	369,207
当中間期末残高	5,866,156

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第23期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	
有価証券	
その他有価証券	
時価のあるもの	中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

第23期中間会計期間

（自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日）

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第23期中間会計期間末

（平成20年9月30日）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

建 物	14,910千円
器具備品	78,738千円
計	93,649千円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	23,924千円
無形固定資産	4,996千円
※2 営業外収益の主要項目	
受取利息	6,925千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	6,000	—	—	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

4. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第23期中間会計期間末（平成20年9月30日）

1. 時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券			
その他	138,000	116,196	△ 21,803
計	138,000	116,196	△ 21,803

2. 時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	199,500
MMF	323,421
計	522,921

（デリバティブ取引関係）

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	977,692円69銭
1株当たり中間純利益	68,316円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
1株当たり中間純利益	68,316円89銭
中間純利益	409,901千円
普通株主に帰属しない金額	—

普通株式に係る中間純利益	409,901千円
期中平均株式数	6,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（イ）委託者の定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)住友信託銀行株式会社（「受託者」および「指定販売会社」）

①資本金の額

平成20年9月末日現在 287,537百万円

②事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)「受託者」は、以下の業務を行います。

- ①投資信託財産の保管・管理
- ②投資信託財産の計算
- ③投資信託財産に関する報告書の作成
- ④その他上記の業務に付随する業務

(2)「指定販売会社」は、以下の業務を行います。

- ①受益権の募集・販売の取扱い
- ②追加設定の申込受付事務
- ③受益者に対する収益分配金の再投資事務
- ④受益者に対する一部解約等の事務
- ⑤受益者に対する受益権の買取
- ⑥受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- ⑦受益者に対する運用報告書の交付
- ⑧その他上記の業務に付随する業務

なお、指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

3【資本関係】

受託者および指定販売会社である住友信託銀行株式会社は、委託者である住信アセットマネジメント株式会社の株式を1,800株保有しております。（発行済株式総数に対する比率は30%です。）

その他の上記関係法人と委託者との間に資本関係はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成20年9月末日現在）

業務の概要：銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にもとづき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

本ファンドについては、当該特定期間において次の書類を提出しています。

提出年月日	書類名
平成20年8月15日	臨時報告書
平成20年10月17日	有価証券届出書

平成20年10月17日	有価証券報告書
平成20年11月17日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年3月6日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員	公認会計士	白 川 芳 樹
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）の平成20年7月26日から平成21年1月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）の平成21年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月19日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白川 芳樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）の平成20年1月26日から平成20年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信 ニュー配当利回り株オープン（3ヶ月決算型）の平成20年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	河 合 利 治	印
----------------	-------	---------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	白 川 芳 樹	印
----------------	-------	---------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。